

平成16年度 事業計画案

《総括》

前年度は、永年の夢であった事務所を取得することができた。これもひとえに会員各位ならびに関係各位のご理解とご協力の賜と感謝申し上げる次第である。

今年度はまず、所轄官庁への定款改訂の申請、法務局への所在地変更等の公的手続きを行うとともに、本会の拠点として、会員各位の利便性や情報基地としての役割を十分に発揮できる体制づくりを行いたいと考えている。

また、新執行部の運営から2期4年が経ち、この間の各委員会の事業内容を見直し、「ネットワーク」と「生涯学習推進」委員会の新設と広報調査と組織調査の統合を行い、更に充実した活動ができるように計画した。

日放技においては、今年度6月頃には事務所を移転してIT化に備えているところであり、本会においてもIT化を充実させ情報を早期に入手し、早期に会員への情報開示を行う必要がある。

このように、IT化の充実が本会の運営基盤に大きなウェイトを占めてくることが予想されることから、情報ネットワークの推進、ホームページの充実、IT機器の管理運営などの職務を担当する、ネットワーク委員会を新設して対応していくとともに、会員からの連絡等にもIT技術を大いに利用し連携を図っていきたいと考えている。

生涯学習推進委員会の新設では、厚生労働省の医療分野規制改革検討会が平成16年1月29日に報告書を出した。骨子の中で、医療資格者の資質の確保について述べられており、医療資格者が一定水準以上の資質あるいは技術を有するようにするシステムを作る必要があるとし、将来的には一定の研修を義務化するとともに、更に資質の向上が必要な場合には資格更新制度の導入も考慮すべきとある。

このことからわかるように、現在行われ

ている「生涯学習システム」がバージョンアップして、会員が取り組みやすい制度が構築されるものと思われる。また日放技の動きを見ると、現在行われている「生涯学習システム」の講習会や試験運用は、一定の条件をクリアすることによって、地方技師会が主体性を持って行えるシステムを構築していこうとしている。

この対応策として、また福井県独自の考え方のなかで「生涯学習システム」を推進していく必要がある。このため、日放技主催の生涯学習システムの開催企画と実施、申請手続き、ポイント管理、認定資格更新の推進などの職務を担当する生涯学習推進委員会を新設して対応していく所存である。

特に、平成16年度のスローガンは「生涯学習の推進」である。今年度も、アドバンスドRT取得に係る講習会「看護学」を9月5日(日)の試験に合わせ開催する予定であり、多くの会員の受講をお願いする次第である。

広報調査と組織調査委員会の統合では、ネットワーク委員会の新設により現広報調査が担当していたホームページ部門がなくなることや、生涯学習推進委員会の新設により現組織が担当していたポイント管理がなくなる。また、現在の両委員会事業内容を見ると、対外的な活動と対内的な活動を分ける必要性が少なくなってきたことから、統合した方が効率面ならびに経費節減から見ても合理的であり、広報組織委員会として新たに発足させる所存である。

以上の通常事業に加え、今年度の平成17年3月14日には法人化25周年を迎え、一つの節目の年として記念事業を計画している。内容的には、記念式典、公開講座、祝賀会を予定しており、会員一丸となって成功させなければならない。会員各位の理解と協力をお願いして、平成16年度事業計画案の総括とする。

学術研修委員会

- ・勉強会の内容と開催方法についてのアンケート調査の実施
アンケートの結果を委員会にて分析し、勉強会を企画し案内を早急に出す。
調査予定日 5月下旬
アンケートの結果分析 6月中
企画・案内 6月下旬
- ・勉強会の開催
今年度のテーマ 『未定』
アンケート調査の結果より決める。
第1回 (10月 中旬)
第2回 (2月 下旬)
- ・被曝線量測定の実施 (6月～2月)
県内の希望される施設に対して胸部撮影時の患者被曝線量(表面線量)の測定と画質の評価を行う。また、その結果と今後の検討事項をまとめ、各施設にその結果をフィードバックする。

放射線管理委員会

- ・福井県内の原子力発電所の見学
- ・緊急被ばく医療に関する講習会の開催
- ・福井県緊急被ばく医療講習会におけるサーベイメータの講習への放射線管理士の派遣
- ・放射線管理士部会のサポート

地域医療対策委員会

- 福井市休日急患センターおよび大野市休日急患診療所における放射線業務が円滑に遂行できるようサポートする。
- ・平成15年度業務量の統計管理と行政関係への報告書等作成
 - ・撮影フィルム画像評価チェック(撮影条件等の検討)
 - ・報償費支給明細書関連簿(①～⑥)の作成と確定申告の勧め
 - ・大野市に対して撮影設備充実のための要望(CR化に向けて)
 - ・出務割当関連作業と年間及び直前出務連絡用の個人宛出務日通知の発送
 - ・オリエンテーションの開催
 - ・インターネットホームページの委員会情報や出務情報のより一層の提供と充実
 - ・その他(機器管理etc)

広報組織委員会

平成16年度は、広報と組織が統合して初年度であることから、各委員会が計画を立てた下記の事

業を行う。

- ①患者さん向けに、MRI検査についてのリーフレットの発行
 - ②IT講習会の開催
 - ③レントゲン週間にあわせ、ポスターを作成し啓発する
 - ④放射線技師養成学校における、福井県出身者の在学調査
 - ⑤非会員の調査及び入会促進
- なお、広報で計画されていたホームページについては情報ネットワーク委員会で、組織が担当していたポイント管理は生涯学習推進委員会で行う。

生涯学習推進委員会

今年度新設される生涯学習推進委員会は、日本放射線技師会が進めている新しい生涯学習システムについて福井県放射線技師会が主体的に行うために、日放技の学術委員養成研修会を終了した学術委員を中心に下記の活動を行う。

- ・日本放射線技師会主催の生涯学習システムに基づく講習会の開催企画と実施
- ・認定資格の申請および更新の手続き
- ・ポイントの管理
- ・「看護学」セミナーの開催

ネットワーク委員会

独自事務所取得に伴い、通信環境が見直されインターネット回線も光ファイバー接続へ増強されることとなった。この設備を有効に利用するため、専用サーバを設置し、これをコミュニケーションインフラとして位置づけ、会員の皆様へのサービスアップを図りたい。また、日放技のIT化事業に対し福井県としての対応を関係委員会と連携をとりながら推進したい。

- ・技師会専用サーバの管理運営
- ・事務局所有IT機器の管理運用(PC関連設備、光ファイバー設備、LAN設備など)
- ・コミュニケーションインフラの構築運用と普及推進(Web,E-mail,MLなど)
- ・日放技IT化事業への対応
- ・会員データベースの再構築

出版事業委員会

- (社) 福井県放射線技師会
会報「すいせん」を4回発行予定。
- (社) 福井県放射線技師会
雑誌 第26号を発行予定。

第5号議案 会費納入規程の改正について

第55回定期総会において、事務所取得の承認を得ると同時に会費の値上げならびに新入会費を徴収することの承認を得た。

下記のとおり、会費納入規程の一部改正（案）を作成したので承認をお願いしたい。

【会費納入規定新旧比較表】

下線の部分は改正部分

改 正	現 行
<p>【会費納入規定】</p> <p>平成12年4月1日制定 平成16年4月1日改正</p> <p>(目的) 第1条 一略—</p> <p>(会費) 第2条 正会員の会費は年額8,000円とする。 <u>但し、新入会員の場合は入会費として2,000円を徴収する。</u> 2 賛助会員の会費は年額20,000円とする。</p> <p>(納入期限) 第3条 一略— —中略—</p> <p>附 則 —略— 1 <u>この規定は、平成16年4月1日より施行する。</u></p>	<p>【会費納入規定】</p> <p>平成12年4月1日制定</p> <p>(目的) 第1条 一略—</p> <p>(会費) 第2条 正会員の会費は年額5,000円とする。 2 賛助会員の会費は年額15,000円とする。</p> <p>(納入期限) 第3条 一略— —中略—</p> <p>附 則 —略—</p>

第6号議案 スローガンの承認

「生涯学習の推進」

第7号議案 その他

事務所運営規定の報告および事務所使用時の注意事項について

事務所使用規則

- 使用者は、原則として会員に限る。
- 事務所内の会議室使用については、職員に使用日時、代表者氏名、施設名、連絡先、使用目的、人数、鍵の入手方法等を連絡し予約する。
- 事務所の鍵は、事務職員並びに理事が所持する。⇒ 使用時は、もよりの理事より鍵を借りる。
- 事務所内にあるパソコンは使用しないこと。
- 使用にあたっては火気取扱に十分注意し、使用後は整理整頓に努めること。
- 会議室使用後は、「使用報告書」に必要事項を記入し、確認事項を行った後退室すること。

事務所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人福井県放射線技師会の事務所を円滑に運営するために定める。

(職員)

第2条 事務所には、事務職員（以下職員）を1名おく。
2 理事は必要に応じ事務所に出向き執務する。

(就業規程)

第3条 ここに職員の就業規程を定める。

- (1) 勤務日 週3日（月、水、金）とする。ただし、勤務日が祝祭日の場合は、休日とする。
- (2) 勤務時間 13時より17時までとする。
- (3) 給与体系 実働、時間給とする。
- (4) 職員報酬 時給1,000円とする。
- (5) 報酬支給日 毎月20日締め毎月末日支払いとする。ただし、月末日が休日の場合は繰り上げ支給とする。
- (6) 通勤手当 通勤手当は実費支給とする。（定額）
- (7) 慶弔費 職員の慶弔は、福井県放射線技師会の規定による。
- (8) 報酬伝票等 報酬等に関する伝票は、別に定める。
- (9) 守秘義務 職員は、業務上知り得た事柄について外部に漏らしてはならない。
- (10) 休暇届 職員は、遅刻、早退および休暇等を取るときには、理事（事務局担当）にその旨を連絡し書面に残すものとする。
- (11) 退職届 職員が、退職する場合は、退職2ヶ月前までに書面をもって会長に届け出なければならない。
- (12) 会長決裁 会長は、職員の退職書類を受理した後は速やかに常務理事会を開催し、これを処理する。

(職員の服務)

第4条 職員の服務について、次のように定める。

- (1) 職員は、福井県放射線技師会の一般事務並びに経理事務等を行う。
- (2) 職員は、事務所の整理整頓を行い施設の安全保持に努める。
- (3) 職員は、日本放射線技師会その他から事務連絡を受けた場合、速やかに会長および担当理事へ連絡し必要な決裁を受けなければならない。
- (4) 職員は、総会並びに理事会において決定している案件については、その都度処理する。
- (5) 職員は、1件20,000円以上の支出をする場合は、会計担当理事の了解を得て、これを支出するものとする。ただし、総会並びに理事会において決定している案件については、この限りではない。
- (6) 職員は、就業規程を尊重し誠実に職務に専念しなければならない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決定を得なければならない。

(社) 福井県放射線技師会 会議室使用報告書

使用日時	平成 年 月 日	午前 時 分 ~ 午後 時 分
代表者氏名	施設名	
利用人数	名	カギ受渡し者氏名
使用目的	
使用した物品(消耗品も含む)	
退室時確認事項	<input type="checkbox"/> 戸締り確認 <input type="checkbox"/> 使用した機器の電源を切る。またはコンセントをはずす <input type="checkbox"/> 会議室の整理整頓をする <input type="checkbox"/> 使用したエアコンもしくは、ファンヒーターのSWを切る <input type="checkbox"/> ゴミは各自持ち帰る	
特記事項(故障、破損等)	
事務連絡事項	
事務所を使用しての感想および要望事項	

お疲れ様でした。室内灯を消し、カギをかけて気をつけてお帰下さい。